

## 令和5年台風第13号に伴う高齢者福祉施設等への災害復旧費国庫補助金について

### 1 補助対象

別添「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」に記載される社会福祉施設等(※)。

※高齢者福祉課が窓口となる施設は、要綱「第2、2（定義）、（2）（項）介護保険制度運営推進費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係」に記載の施設。

- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等は対象となりません。
- ・備品等は対象となりません。
- ・一般的なルームエアコン（室外機を含む）は対象外となる可能性があります。

### 2 対象経費

今回の台風により被災した施設（施設と一体的な整備（排水・給水設備、空調設備等）を含む。）の災害復旧に必要な工事費及び工事事務費（工事費の2.6%に相当する額を限度とする）。

### 3 補助対象金額

復旧に要する費用が1施設当たり 80万円以上のもの。

### 4 補助率

県（1/3～3/4） 事業者（1/4～2/3）

※ 補助率は、施設の種類や設置者により異なります。（詳細は、要綱でご確認ください）

### 5 交付の条件

地方公共団体以外の者が復旧に係る工事等の契約を行う際は、次の区分により入札が必要となります。

区分	内容
250 万円まで	入札不要（随意契約可）
5000 万円まで	指名競争入札が必要
5000 万円を超える場合	一般競争入札が必要
応急工事（被害の拡大を防ぐ工事や当面の不具合を回避するための工事等）の場合	入札不要（随意契約可）

## 6 補助金交付の流れ

- ① 10月2日までに県へ協議書を提出（協議書の提出方法につきましては、補助金の申請のご連絡を頂いた際に、被災状況を確認させていただいた上でご案内いたします。）
- ② 金額により国による実地検査（時期未定）及び補助金の査定、査定額の決定
- ③ 県へ交付申請及び実績報告書提出
- ④ 国による補助金確定
- ⑤ 県による補助金確定及び通知
- ⑥ 県から補助金の支払い

## 7 注意事項

- ・ 補助金を申請する被災施設は、金額により金額により国の災害査定を受ける必要があり、査定による認定を受けなければ補助金は受けられません。査定を待たずに復旧することは可能ですが、復旧前の被災状況を写真で証明出来ることが必要です。

その際の写真については、復旧箇所全てについて被災状況を詳しく証明出来るものである必要があり、下記の点に注意してください。

- (1) 写真がない被災箇所については、補助金適用除外となり得るため、一見すると同じような被災状況でも、必ず全ての補助申請箇所の写真を撮影する。  
(例) ガラスが10枚割れていた場合、最低でも1枚につき1枚以上を撮影し、10枚以上の写真を撮影する。
- (2) 豪雨による被害の場合は、特に被害状況が残りにくいので注意する。  
(例) 浸水等でフローリングが反り返ったため、フローリングの張り替え工事を行った場合、写真からは反り返りがわかりにくく、適用除外となることもある。そのため、反り返りがわかるような平行な物差し等と一緒に写真を撮った上で、反り返ったフローリングの一部（サン

プル程度)を残しておく。

(3) 被災箇所の規模が分かるように、写真にはメジャーや物差し等を一緒に撮影する。

(例) 屋根が全損しているような場合は不要ですが、壁等の一部が破損しているような場合に行ってください。

- ・被災箇所の一覧を作成してください。その際、写真と被災箇所を結びつけられるように被災箇所に番号を振る等の管理をお願いします。また、破損状況等の詳細も一覧に記載してください。

## 8 補助金申請に係る協議

補助金の交付を希望する場合は、国への協議書の提出が必要です。補助対象に該当するか「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」及び本書を御確認の上、9月26日(火曜日)までに「[kourei7@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kourei7@mz.pref.chiba.lg.jp)」まで概算費用を御連絡ください。被災状況を確認させていただいた上で、協議手続きをご案内いたします。

## 9 協議・申請等に係るお問合せ先

千葉県健康福祉部高齢者福祉課施設整備班

TEL : 043-223-2347

FAX : 043-227-0050

※ 政令指定都市又は中核市に所在する施設等については、各市までお問い合わせください。